

教育研究委員会規程

- 1 公益社団法人日本心理学会定款第4条(3), 第57条, 及び委員会規程に基づく教育研究委員会(以下, 委員会という。)は, 本規程の定めるところによる。
- 2 委員会は, 公益社団法人日本心理学会における研究活動の促進や援助, 心理学教育の改善のための研究や資料収集及び心理学に関連する社会的問題の調査について計画し実行する。
- 3 委員会は, 委員若干名で組織する。
 - 2 委員は, 正会員の中から常務理事会が推薦し, 理事長が委嘱する。
 - 3 委員の任期は1期2年とし2期を原則とする。
 - 4 委員長は, 理事または代議員の中から常務理事会が推薦し, 理事長が委嘱する。
 - 5 委員長の任期は, 理事または代議員の在任期間とする。
 - 6 委員長指名による副委員長を置き, 委員長を補佐する。
 - 7 委員長に事故があるときは, あらかじめ委員長が指名する委員が, その職務を代行する。
- 4 本規程の改正は, 理事会の承認を得るものとする。

附 則

- 1 本規程は, 2010年6月20日より施行する。
- 2 本規程は, 2011年4月1日より施行する。
- 3 本規程の改正は, 2015年6月21日より施行する。